

資格取得を目指すひとり親の皆さまへ 生活費を支援！

富津市ひとり親家庭等高等職業訓練 促進給付金等給付事業のご案内

ひとり親家庭等の母または父が、就業に結びつきやすい対象となる資格を取得するため、養成機関において修業する期間中の生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します。

■対象となる方

富津市に住所を有する児童（20歳未満）を扶養しているひとり親家庭等の母または父で、次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方
ただし、所得水準を超えた場合でも、その後1年に限り引き続き対象者とします。
- ・養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・過去に本事業による訓練促進給付金等を受給していない方

■対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格 ほか

■給付金の種類と支給額

	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
(1) 訓練促進給付金	月額 100,000円 ※	月額 70,500円 ※
(2) 修了支援給付金	50,000円	25,000円

※修業期間の最終12か月は月額4万円を加算します。

■支給期間

- (1) 訓練促進給付金 修業期間中の全期間（上限4年）で、申請のあった月から支給します。
- (2) 修了支援給付金 修了日を経過後、原則30日以内に申請してください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金とは？

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得をめざすひとり親家庭の方に、千葉県社会福祉協議会による入学準備金（50万円以内）及び就職準備金（20万円以内）の貸付制度があります。

養成機関を卒業後、資格を取得した日から1年以内に就職し、その資格が必要な業務に5年間引き続き従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

申請手続きの流れ

事前相談

養成機関での修業開始前に、必ず母子・父子自立支援員へご相談ください。
 ⇒資格取得の計画や生活状況などをお聴きし、制度や手続きについて説明いたします。

支給申請

＜申請手続きの時期と必要書類＞

訓練促進給付金

修了支援給付金

支給申請は、養成機関における修業を開始した日以後に行ってください。

支給申請は、修了日から原則 30 日以内に行ってください。

【申請に必要な書類】(①～③は訓練促進給付金及び修了支援給付金の申請時に共通で必要)

- ① 申請者及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本
- ② 申請者及びその扶養する児童の属する世帯全員の住民票の写し
- ③ 申請者の所得額及び市町村民税の課税状況を証する書類（申請の属する月が1月から7月までの場合は前々年、8月から12月までの場合は前年の所得に係るもの）

※児童扶養手当の支給を受けている方は、児童扶養手当証書を提示することで上記①～③の書類を省略することができます。

- ④ 在籍を証明する書類
（修業している養成機関の長が発行する書類）

- ④ 修了を証明する書類
（修業していた養成機関の長が発行する書類）

審査

審査通知

支給の可否を決定し、支給決定（却下）通知書により申請者に通知します。

請求

「支給請求書（訓練促進給付金）」を毎月提出してください。（※）

（※）修業した月の翌月の10日までに、当該月の「出席状況報告書（養成機関の長の証明を受けたもの）」を添付のうえ提出してください。

「支給請求書（修了支援給付金）」を提出してください。

受給

請求時に指定された口座に振り込みます。

◎その他、申請した内容に変更が生じたとき、支給要件に該当しなくなったときは届出が必要ですので、ご注意ください。

相談・申請窓口

富津市役所
 健康福祉部こども家庭課
 子育て支援係（本庁舎2階 22番窓口）
 電話 0439-80-1256

あったかふっ

